

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、本市が委嘱した外部講師又は委員等に対する源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八代市

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	本市が委嘱した外部講師又は委員等への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務
②事務の概要	本市は、所得税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 本市が委嘱した外部講師又は委員等に対する報酬等の支払いについて、所得税額を計算し、支払金額から所得税額を源泉徴収し、税務署に納付する。 2 法定調書、給与支払報告書等に支払い相手の個人番号を記載し、税務署や市町村へ提出する。 3 源泉徴収票等を作成し、対象者へ交付する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票・支払調書情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課、市長公室人事課
②所属長の役職名	会計課長、人事課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市 会計課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-8100  八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市 会計課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-8100
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	八代市情報セキュリティポリシーを遵守している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月30日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	人事課長 白川 健次	人事課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部人事課	市長公室人事課	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	八代市 総務部 人事課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4102 八代市役所 情報公開総合窓口(総務部文書)	八代市 市長公室 人事課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4102 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部)	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	八代市 総務部 人事課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4102	八代市 市長公室 人事課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4102	事後	
令和3年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市長公室人事課	会計課、市長公室人事課	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	人事課長	会計管理者、人事課長	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	八代市 市長公室 人事課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4102 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部 文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4100	八代市 市長公室 会計課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-8100 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部 文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4100	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	八代市 市長公室 人事課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-4102	八代市 会計課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℒ0965-33-8100	事後	
令和4年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	会計管理者、人事課長	会計課長、人事課長	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年3月19日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	新規項目	適用なし。	事後	
令和7年3月19日	・IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規項目	人手を介在させる作業はない。	事後	
令和7年3月19日	・IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	・最も優先度が高いと考えられる対策： 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分か：十分である。 ・判断の根拠：八代市情報セキュリティポリシーを遵守している。	事後	
令和8年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象者数	令和7年1月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	
令和8年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和7年1月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	